

## 公益財団法人日本ハンドボール協会 役員の定年に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、本協会の理事及び監事（以下役員という）の定年について定めるものとし、役員の選任にあたっては、本規程によるものとする。

### (定年年齢)

第2条 理事は就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

2. 監事は就任時において、その年齢が原則として70歳未満でなければならない。

### (適 応)

第3条 役員が任期の途中において、第2条の満年齢を迎えた場合、その役員は任期が満了するまでは役員として在任するものとする。

### (改 廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議によって決定する。

### 附 則

1. この規程は平成17年4月1日から施行する。
2. この規定は平成18年6月17日から施行する。
3. 令和4年4月1日改訂